件	名	公立大学法人愛媛県立医療技術大学の役員の損害賠償責任の一部 免除に関する条例
主	管課	保健福祉課
根拠法令等		地方独立行政法人法

【制定の経緯】

地方自治法等の一部を改正する法律により、地方独立行政法人法の一部が改正 されることに伴い、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の役員の損害賠償責任の 一部免除に関し必要な事項を定めるため制定する。

【制定の概要】

役員の公立大学法人に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合の損害賠償責任の限定額を定める。

【各役員の限度額】

- (1) 理事長 基準報酬年額 × 6
- (2) 理事 基準報酬年額 × 4
- (3) 監事 基準報酬年額 × 2
- ※基準報酬年額:一部免除承認の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、一部免除承認前に支給された退職手当、その他総務省令で定める給付の一事業年度当たりの額に相当する額

施 行 日 | 令和2年4月1日

【その他参考事項】